

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会 意見陳述

参考資料

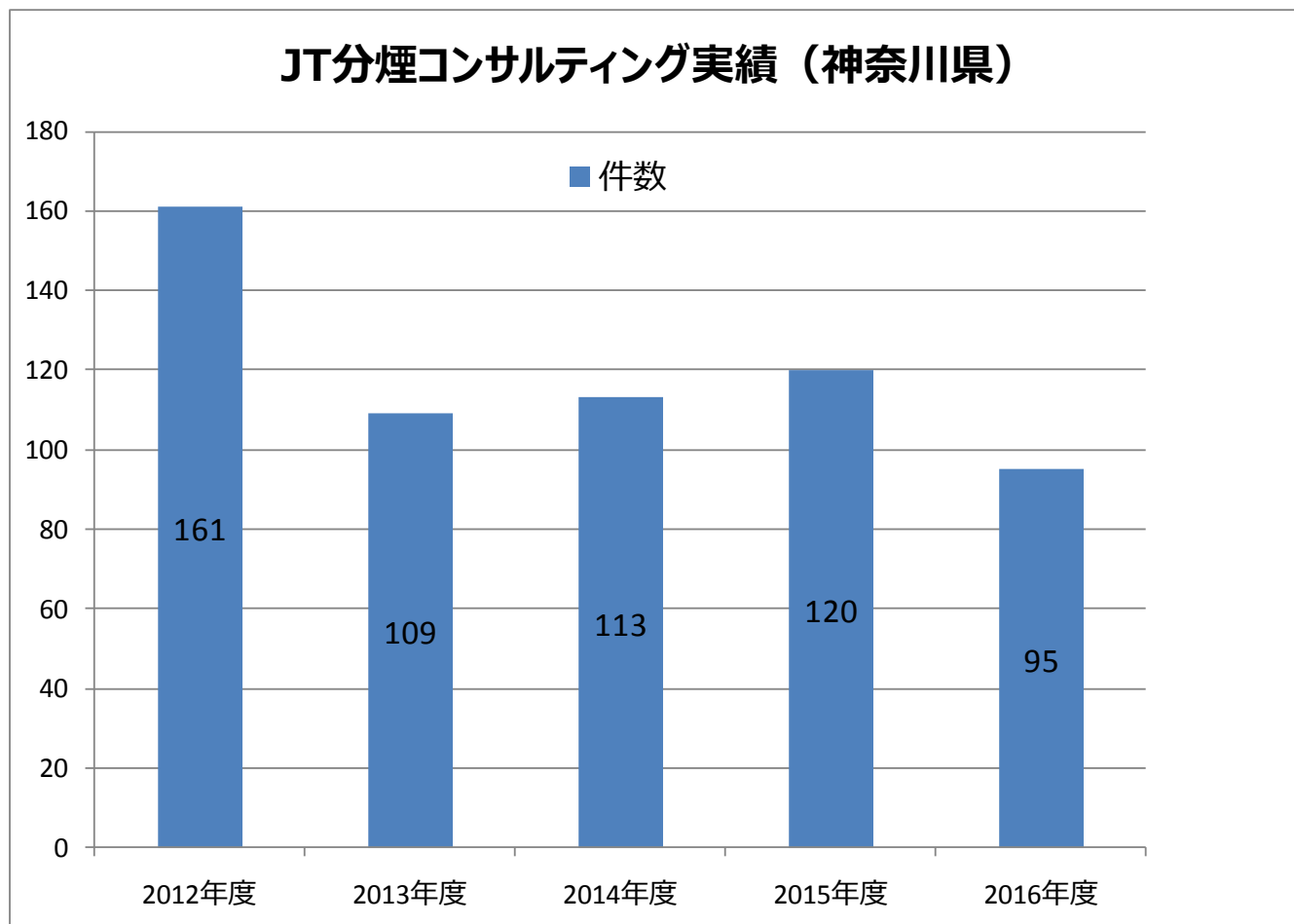
2016年9月21日

日本たばこ産業株式会社

分煙コンサルティング実績

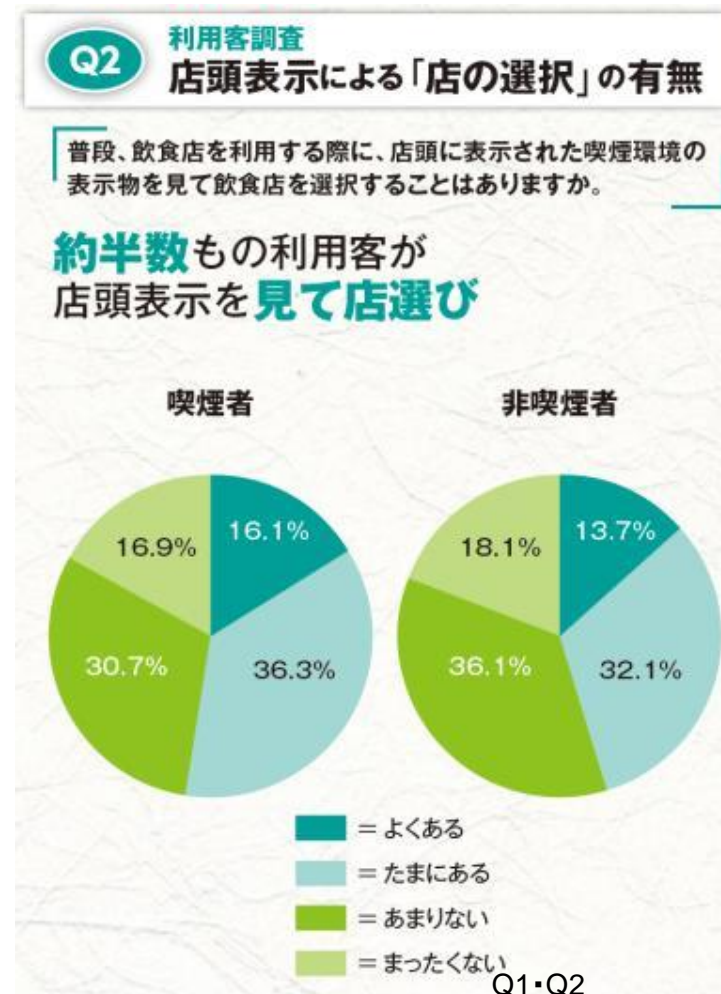
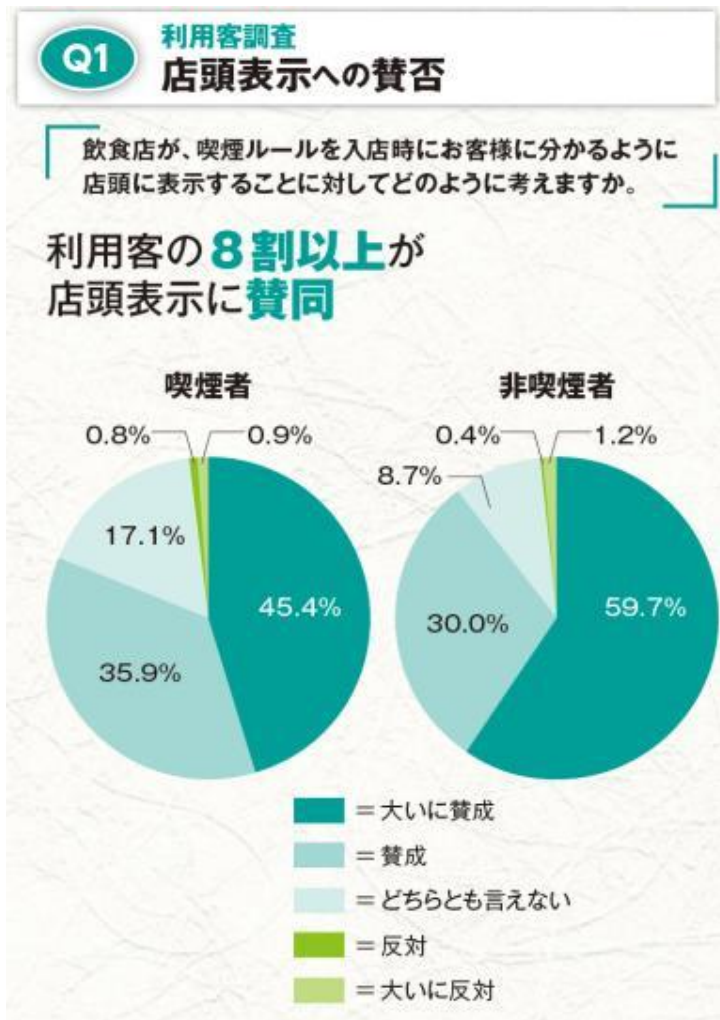
神奈川県におけるJT分煙コンサルティング実績（期間：2012年4月～2016年9月12日）

対応年度	件数
2012年度	161
2013年度	109
2014年度	113
2015年度	120
2016年度	95
総計	598



2016年度実績：2016年1月1日～9月12日迄の実績です。

【近代食堂2016年8月号】より一部を抜粋



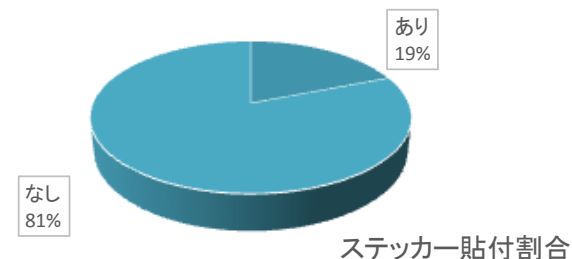
Q1・Q2
実査機関: クロスマーケティング
調査機関: 2016年2月

横浜市中区・西区飲食店への喫煙環境の店頭表示調査

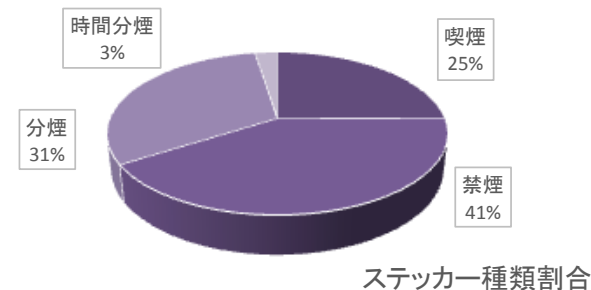
【JT調べ】

- 調査内容 横浜市中区・西区の店頭表示貼付調査
- 調査対象先 横浜市中区、西区飲食店
- 抽出飲食店 タウンページデータより
- 対象店舗数 2,905軒
- 調査内容 喫煙環境店頭表示の貼付状況調査(目視確認)
- 調査期間 2016年8月

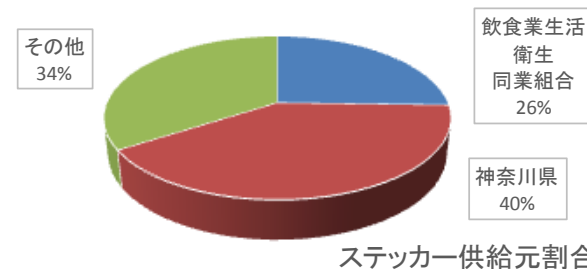
ステッカー貼付割合	店舗数	割合
あり	554	19.1%
なし	2351	80.9%
合計	2905	100.0%



ステッカー種類割合	店舗数	割合
喫煙	138	24.9%
禁煙	228	41.2%
分煙	174	31.4%
時間分煙	14	2.5%
合計	554	100.0%



ステッカー供給元	店舗数	割合
飲食業生活衛生同業組合	141	25.5%
神奈川県	224	40.4%
その他	189	34.1%
合計	554	100.0%



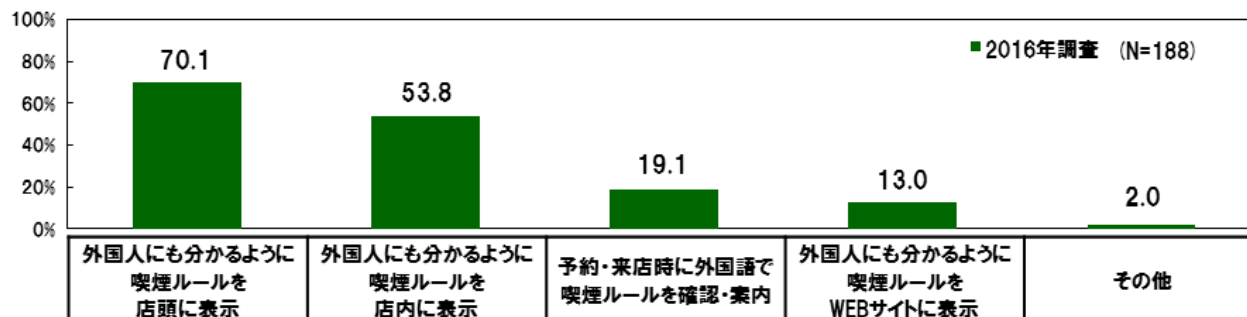
外国人向け喫煙環境整備に向けた調査

【出展：日経リサーチ2016年4月】

外国人向け喫煙環境整備の取組み具体的施策

[外国人向け喫煙環境整備の取組み 具体的施策]

Q. 外国人向けの喫煙環境整備の取組みについて、具体的にどのようなことを検討・実施していますか(する予定ですか)。(MA)



各都道府県における店頭表示の取り組み

【神奈川県ステッカー】 神奈川県HPより一部画像を抜粋



各都道府県における店頭表示の取り組み

【京都府ステッカー】 京都府HP・事業者連絡協議会パンフより一部画像を抜粋



<p>禁煙</p> <p>終日禁煙のお店</p>  <p>禁煙と表示して置いてあります</p> <p>禁煙</p> <p>たばこの煙による健康への影響はありません。お子様連れの方や妊婦の方も安心してご利用できるため、最もおすすめです。</p>	<p>時間分煙</p> <p>禁煙時間帯を設けているお店</p>  <p>禁煙と表示して置いてあります</p> <p>時間分煙</p> <p>完全分煙や完全分煙が難しい場合でも、お客様が飲み合うランチタイムや夕方など、まずは禁煙を始めることが望めます。禁煙時間帯の短縮には十分留意をお願いします。</p>	<p>完全分煙</p> <p>喫煙場所から禁煙場所に煙が漏れないお店</p>  <p>禁煙と喫煙エリアが明確に区別されています</p> <p>完全分煙</p> <p>たばこを喫う人も喫わない人も利用しやすいお店です。上下階や隣接フロアと禁煙フロアを分ける場合は、たばこの煙が上層にすくい、下の層を煙にしましょう。</p>	<p>空間分煙</p> <p>喫煙室はないが喫煙席と禁煙席を設けているお店</p>  <p>禁煙と喫煙エリアが明確に区別されています</p> <p>空間分煙</p> <p>完全分煙や完全分煙が難しい場合でも、喫煙席、禁煙席を設けするなど、エリアを分けることは対策の第一歩です。</p>
<p>喫煙可能</p> <p>禁煙席がないお店</p>  <p>禁煙席・喫煙スペースはございません</p> <p>喫煙可能</p> <p>禁煙や分煙が困難な場合でも、まずは禁煙席・喫煙スペースがないことを店頭に表示することで、受動喫煙を望まない方の来店を避けることができ、喫煙のトラブルを避けることができます。</p>	<p>喫煙区域</p> <p>店内に喫煙室、喫煙区域を設けた場合は、店内表示ステッカーを貼りましょう!</p>  <p>禁煙区域以外は禁煙と表示して置いてあります</p> <p>喫煙区域</p> <p>店内において、喫煙室もしくは喫煙区域を指定している場合は、店頭表示ステッカーに加え、喫煙エリアの入口付近へ店内表示ステッカーを貼付しましょう。</p>	<p>完全分煙</p> <p>喫煙室と禁煙席を設ける場合は、以下の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扉は、開き易く引き戸の方が開閉の際に空気の流れを抑制できます。 ・喫煙室への空気循環を確保するため、扉にはガラスを設けましょう。 ・ガラスには風通しを目的に設けた換気口、換気扇の設置等により換気されています。 ・喫煙室と禁煙席を分けるだけでなく、喫煙席による健康への影響を避けることが重要です。 	<p>空間分煙</p> <p>禁煙席や喫煙席等で一目見て区域が明確に分かるように分けることをお薦めします。</p> <p>禁煙席や喫煙区域に立ち入らなくて済むように入口から遠く、区域に喫煙区域を設けましょう。</p> <p>禁煙席に設置した位置等を考慮し、できるだけ禁煙区域から喫煙区域に風が吹くようにしましょう。</p> <p>※喫煙室と禁煙席を分けるだけでなく、喫煙席による健康への影響を避けることが重要です。</p>

京都府は、2013年制定の「京都府受動喫煙防止憲章」に基づき、事業者団体と協定を締結して店頭表示の貼付促進に向けてた官民一体の取組みを推進。京都府知事や京都市長も参加する店頭表示ステッカーの貼付イベント等を開催



各都道府県における店頭表示の取り組み

【兵庫県ステッカー】 兵庫県HPより一部画像を抜粋

1.表示用ステッカー

店舗等の喫煙環境について、表示する義務があります。なお、類似の表示も可能です。

A.禁煙	B.厳格な分煙	C.喫煙区域・室	D.時間分煙	E.喫煙可能施設
				
	<p>施設の入口等に掲示</p>	<p>喫煙区域の入口等に 掲示</p>		<p>喫煙を勧める意図で はありません</p>

各都道府県における店頭表示の取り組み

【広島県ステッカー】 広島県HPより一部画像を抜粋



各都道府県における店頭表示の取り組み

【東京都ステッカー】 東京都HPより一部画像を抜粋

Welcome to TOKYO	Welcome to TOKYO	Welcome to TOKYO	Welcome to TOKYO
 <p>NO SMOKING</p>	 <p>COMPLETELY SEPARATE AREAS 完全分煙</p>	 <p>SEPARATE SEATING AREAS エリア分煙</p>	 <p>SMOKING</p>
<p>全席禁煙です。 Smoke-free establishment. 全部席位禁煙/全部席位禁煙 전체 금연입니다</p>	<p>仕切り壁を設けて分煙しています。 Partition separated. 本店設置喫煙室進行分煙喫煙 本店設置喫煙室進行分煙喫煙 당첨은 전풍 벽을 설치하여 흡연시공인석을 구분합니다</p>	<p>禁煙席にも煙が流れてくる可能性があります。 Smoke may drift into non-smoking areas. 有的地方烟氣可能會流到禁煙席位 有的地方烟氣可能會流到禁煙席位 자리에 따라 금연석에도 연기가 흘러들어올 가능성이 있습니다</p>	<p>全席で喫煙が可能です。 Smoking permitted in all areas. 全部席位均可能喫煙/全部席位均可能喫煙 전체에서 흡연 가능합니다</p>
<p>下記の時間は禁煙です。 No Smoking Time. 禁煙時間/禁煙時間 금연 시간</p>	<p>喫煙室を設けて分煙しています。 Room separated. 本店設置喫煙室進行分煙喫煙 本店設置喫煙室進行分煙喫煙 당첨은 흡연실을 설치하여 흡연시공인석을 구분합니다</p>		

【店舗向け】店頭表示用ステッカーと普及啓発用リーフレット(平成28年3月作成)

お店の受動喫煙対策状況について店頭表示をしましょう！

お客様がお店に入る前に、受動喫煙対策状況(禁煙、分煙など)がわかると、

たばこを吸う人も吸わない人もお店を選びやすく、お客様間のトラブルが減少し、サービス向上につながります。

東京都では、店頭表示用のステッカー及び普及啓発用リーフレットを作成しましたので、御活用ください。

お客様にとって、入店前の情報が大切です。

外国のお客様にも分かりやすく、お店の喫煙ルールをお知らせすることが大切です。

外国から来日するお客様にとって、外出時の喫煙環境はそれぞれの国によってさまざま。

大切なのは「お店のルール」は何なのかを、事前に明確にお知らせすること。

店頭表示を徹底することで、

安心して気持ち良く、お店でのひと時をお楽しみいただけます。

各都道府県における店頭表示の取り組み

【三重県ステッカー】 三重県HPより一部画像を抜粋

三重県は伊勢志摩サミットでの受動喫煙ゼロをめざして取り組んでいます

伊勢志摩サミット受動喫煙ゼロ宣言

三重県は、美しい自然や豊かな文化にあふれ、古くからお伊勢参りに訪れる多くの人々をもてなしてきた歴史があります。私たち三重県民はその心を現在も継承し、国内外から三重県に来訪される方をおもてなししています。

すべての人々が健康で幸せに過ごせることは三重県民共通の願いです。しかしながら、受動喫煙防止は個人の努力だけではかなうものではなく、環境を整えることも必要であり、受動喫煙防止への取組が進められます。

このたび伊勢志摩サミットが開催されるにあたり、県民・事業者等の協力を得ながら、この地域を訪れる人に快適な環境を提供することをここに宣言するとともに、このおもてなしの精神が2020年の東京オリンピック・パラリンピック等国际的なイベントなどに引き継がれていよう三重の地から発信していきます。

- 一、サミット期間中、地元の理解・協力を得ながら、おもてなしの精神のもと、伊勢志摩地域を訪れる人に快適な環境を提供します。
- 二、喫煙者に配慮しながら、受動喫煙を避けることができる環境整備を行うため、わかりやすい表示を推進し、受動喫煙を防止します。
- 三、受動喫煙が及ぼす健康への影響や受動喫煙防止に関する情報について広く県民に周知します。
- 四、サミット終了後もこの取組を一過性で終わらせることなく、地域の協力を得ながら取組を継続していきます。



平成28年4月

三重県知事 鈴木英敬

伊勢志摩サミット
三重県民会議



受動喫煙防止のため協力いただける施設等で、喫煙環境の表示をしています

表示種類は4種類!

<p>禁煙 No smoking inside. 本施設内全面禁煙 本施設内全面禁煙 A3禁煙 対応済 施設内は全面禁煙です。</p>	<p>喫煙可能 Smoking allowed 本施設喫煙可能喫煙可能区域 本施設喫煙可能喫煙可能区域 禁煙区、喫煙区、喫煙可能区域 禁煙区、喫煙区、喫煙可能区域</p>	<p>完全分煙 There is a well defined smoking and non-smoking area. 喫煙可能喫煙可能喫煙可能区域 禁煙区、喫煙区、喫煙可能区域 禁煙区、喫煙区、喫煙可能区域</p>	<p>空間分煙 There is a well defined smoking and non-smoking area. 喫煙可能喫煙可能喫煙可能区域 禁煙区、喫煙区、喫煙可能区域 禁煙区、喫煙区、喫煙可能区域</p>
---	---	--	--

問い合わせ先:三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課 がん・健康対策班
TEL059-224-2294 FAX 059-224-2340

各都道府県における店頭表示の取り組み

【千葉県ステッカー】 千葉県HPより一部画像を抜粋

喫煙環境を店頭に表示しましょう

たばこを吸う人も吸わない人も、喫煙環境表示が店頭に掲示してあると、利用するお店を選びやすくなります。「吸わない人に吸わせない」ことが受動喫煙を防止する上で大切です。

喫煙環境表示例



厚生労働省HPより一部画像を抜粋

第71条（国の援助）

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、**受動喫煙の防止のための設備の設置の促進**、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の**必要な援助に努めるものとする。**

2 国は、前項の**援助を行うに当たっては、中小企業者に対し、特別の配慮**をするものとする。

- ➡
- 受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
 - 受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、**国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。**

【国による支援措置の概要】 ※平成25年度実施の支援措置の概要

●受動喫煙防止対策助成金

- ・助成対象：全ての業種の中小企業事業主
- ・助成対象：喫煙室の設置のための費用
- ・助成率等：上記費用の1/2（上限200万円）



●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出し

- ・職場の空気環境を確認するために、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）の無料貸し出しを実施。



兵庫県HPより一部画像を抜粋

(財政上の措置)

第20条 県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に当たり必要となる経費について、県が財政上の措置を講ずるよう努める旨規定するものである。

【解説】

県は、本条例の目的である受動喫煙の防止等のために必要な施策について、財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。

東京都パンフレットより一部画像を抜粋

掲載日 2015年07月23日 日本経済新聞

補助事業の概要

補助対象

補助対象となる事業者



東京都内の宿泊施設
※ロビー等、その他多数の宿泊客が利用する施設に限ります。個室は含みません。

東京都内の飲食店
※売上額5,000万円以下または利用従業員数50人以下の事業者

ただし、営業法事務の許可を受けている施設、またはこれに類する施設を指します。

要件

1. 多言語対応に取り組んでいる、または取り組もうとしていること。

2. 分煙環境整備後において、東京都が行うアンケート調査や視察受入れ、事業PRなどに協力すること。

補助率
限度額

補助率: 補助対象経費の **4/5**

補助限度額: 1施設につき **300万円**

例) 補助対象経費200万円の場合
200万円×4/5=160万円
補助対象経費300万円の場合
300万円×4/5=400万円 補助金額は補助上限の300万円

対象経費

喫煙室等の設置に必要な経費のうち、建築工事費(間仕切り、壁等)、給排気設備費(換気扇、ダクト工事)、電気工事費等

取組

下記1~3のいずれかの取組

1. 喫煙室の設置(ロビーや宴会フロアに個室タイプの喫煙室を設ける方法)
2. エリア分煙(客席を喫煙区域と禁煙区域に分ける方法)
3. フロア分煙(喫煙区域と禁煙区域をフロアで分ける方法)

2. エリア分煙

補助要件

- 壁や間仕切り等により仕切られており、たばこの煙が禁煙区域に流れないように工夫すること
- 喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m³以下、または必要換気量が喫煙席数×70.3m³/h以上
- たばこの煙を屋外に排出することができること

Point!

喫煙区域と禁煙区域を仕切るため、壁紙や床壁等を設ける

壁紙や床壁の代わりに、表具・パーテーション・ロールカーテンの活用も可能

(補助対象となるもの)




(補助対象となる工事概要)

※P2に記載の(補助対象となる工事概要)と同内容になります。

東京都はホテルや飲食一を対象に、喫煙室の設置 全面禁煙が一般的で、たばこの煙が禁煙区域に流れないように工夫すること、また必要換気量が喫煙席数×70.3m³/h以上、たばこの煙を屋外に排出することができること、を補助する。外国人客を積極的に受け入れている施設 欧米各国では屋内での喫煙は一般的で、たばこの煙が禁煙区域に流れないように工夫すること、また必要換気量が喫煙席数×70.3m³/h以上、たばこの煙を屋外に排出することができること、を補助する。

ホテル・飲食分煙応援 訪日客に対応 都、設備購入に補助

訪日客に対応 都、設備購入に補助

訪日客の増加に伴い、外国人客の受け入れに力を入れている東京都は、外国人客の受け入れに力を入れている施設に、喫煙室の設置や分煙環境の整備を支援する。外国人客を積極的に受け入れている施設に、喫煙室の設置や分煙環境の整備を支援する。外国人客の受け入れに力を入れている東京都は、外国人客の受け入れに力を入れている施設に、喫煙室の設置や分煙環境の整備を支援する。

訪日客の増加に伴い、外国人客の受け入れに力を入れている東京都は、外国人客の受け入れに力を入れている施設に、喫煙室の設置や分煙環境の整備を支援する。外国人客の受け入れに力を入れている東京都は、外国人客の受け入れに力を入れている施設に、喫煙室の設置や分煙環境の整備を支援する。